

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	25
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定……………（農業施設管理課）	25
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	25
○港湾管理者の長が管理する海岸保全区域の指定……………（建設政策課）	25
○道路の供用の開始……………（道路課）	26
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課）	26

道警察本部告示

○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正……………	27
--------------------------------------	----

告 示

北海道告示第36号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（厚南第2地区経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道胆振支庁に備え置いて、平成19年1月23日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年1月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第37号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1

項の規定により、次の土地改良事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。
その関係書類は、平成19年1月23日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成19年1月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

事業主体名	地区名	事業の種類	縦覧場所
網走市	斜網	維持管理	北海道網走支庁
大空町	同	同	同
斜里町	同	同	同
清里町	同	同	同
小清水町	同	同	同
斜里町	斜里右岸	同	同

北海道告示第38号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成19年1月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 勇払郡占冠村（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁産業振興部林務課及び占冠村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第39号

海岸法（昭和31年法律第101号）第5条第4項の規定による協議により、次の海岸保全区域（当該海岸保全区域のうち、水面を除く。）を霧多布港港湾管理者の長が管理を行う区域として定める。

その関係図面は、北海道建設部建設管理局建設政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成19年1月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道十勝釧路沿岸浜中海岸琵琶瀬地区海岸保全区域のうち、次の基点Aから基点Fまでの各点を順次結ぶ線、基点Fと補点1とを結ぶ線、補点1と補点2とを結ぶ線、補点2と基点Gとを結ぶ線、基点Gから基点Iまでの各点を順次結ぶ線及び基点Iと基点Aとを結ぶ線によって囲まれた区域

基点A	座標値	X＝－102,063.56、Y＝＋71,108.63
基点B	座標値	X＝－102,128.03、Y＝＋71,104.69
基点C	座標値	X＝－102,137.51、Y＝＋71,168.31
基点D	座標値	X＝－102,171.21、Y＝＋71,274.50
基点E	座標値	X＝－102,309.94、Y＝＋71,221.51
基点F	座標値	X＝－102,303.45、Y＝＋71,202.60
基点G	座標値	X＝－102,054.50、Y＝＋70,666.00
基点H	座標値	X＝－102,124.22、Y＝＋71,080.26
基点I	座標値	X＝－102,041.67、Y＝＋71,075.15
補点1	座標値	X＝－102,553.80、Y＝＋71,081.73
補点2	座標値	X＝－102,366.30、Y＝＋70,585.60

北海道告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年1月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 旭川多度志線 北海道札幌土木現業所	深川市湯内1667番1地先から 深川市湯内1739番地先まで	平成19. 1.19
道道 発足前田線 北海道小樽土木現業所	岩内郡共和町前田169番2地先から 岩内郡共和町前田7番11地先（一般国道276号交点）まで	同
道道 八雲北檜山線 北海道函館土木現業所	久遠郡せたな町北檜山区富里63番2地先から久遠郡せたな町北檜山区二俣58番30地先（一般国道229号交点）まで	同 19. 1.23
道道 美深雄武線 北海道旭川土木現業所	中川郡美深町字仁宇布506番1地先から 中川郡美深町字仁宇布506番1地先まで	同 19. 1.19
道道 美深中川線 北海道旭川土木現業所	中川郡中川町字板谷国有林上川北部森林計画区1028林班こ小班地先から中川郡中川町字板谷国有林上川北部森林計画区1028林班こ小班地先まで	同

中川郡中川町字板谷国有林上川北部森林計画区1027林班わ小班地先から中川郡中川町字板谷国有林上川北部森林計画区1027林班わ小班地先まで

中川郡中川町字安川国有林上川北部森林計画区1072林班く小班地先から中川郡中川町字安川国有林上川北部森林計画区1072林班く小班地先まで

道道 芽室東四条帯広線 北海道帯広土木現業所	帯広市西25条南2丁目18番5地先から 帯広市西23条南2丁目16番2地先まで	同
---------------------------	--	---

北海道告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年1月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
豊浦京極線 北海道小樽土木現業所	虻田郡真狩村字神里41番1地先から 虻田郡真狩村字加野1番地先まで	前	15.00mから 85.00mまで	1,100.00m	――
		前	15.00mから 92.00mまで	1,104.00m	――
		後	15.00mから 85.00mまで	1,100.00m	――
		後	15.00mから 92.00mまで	1,104.00m	――
金山幾寅停車場線 北海道旭川土木現業所	空知郡南富良野町字東鹿越5番地先から 空知郡南富良野町字東鹿越6番地先まで	前	20.00mから 34.50mまで	106.50m	――
		後	20.00mから 64.00mまで	106.50m	――
下川愛別線 北海道旭川土木現業所	上川郡愛別町字北町417番1地先から 上川郡愛別町字北町417番1地先まで	前	22.93mから 24.50mまで	42.00m	――
		後	22.93mから 35.00mまで	42.00m	――
芽室東四条帯広線 北海道帯広土木現業所	帯広市西23条南2丁目16番2地先から 帯広市西18条南2丁目11番23地先まで	前	10.00mから 33.41mまで	2,915.00m	道道幕別帯広芽室線 重複L＝44.00m

後 25.00mから 2,915.00m 道道幕別帯広芽室線
61.34mまで 重複L=44.00m

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第6号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成19年1月19日から施行する。

平成19年1月19日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

別表札幌方面浦河警察署の項中

「

署所在地		浦河郡浦河町 築地2丁目2 番4号
------	--	-------------------------

」を
「

堺 町		浦河郡浦河町 堺町東1丁目 5番24号
-----	--	---------------------------

」に改める。

